

藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務委託事業者選定に係る プロポーザル実施要領

本実施要領（以下「実施要領」という。）は、藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

（1）業務名称

藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務

（2）業務目的

藤枝旧市街地地区（以下、「本地区」という。）は旧東海道藤枝宿を起源とした歴史・文化が漂う文教エリアであり、古くから本市の中心的な市街地として活動・交流が盛んに行われ発展してきた。一方で、長きにわたり周辺住民の生活を支えてきた商店街について、近年、活力の低下がみられている。

このため、蓮華寺池公園や日本遺産の構成文化財に認定された歴史・文化資源などを活かした更なる発展と商店街の再生を目的に、本地区の総合的な再生に向けた「旧市街地総合再生基本計画」を策定した。

この基本計画に基づき、蓮華寺池公園や岡出山公園を有機的につなぐ拠点として、令和6年3月に「岡出山小路」を整備したため、本地区への回遊性向上や商店街等の活性化を図るためのイベントを実施し、本地区における賑わいを創出することを目的とする。

（3）業務内容

別紙「藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務委託仕様書」のとおり

（4）履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

（5）契約上限額

2,000,000円

※提案内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。また、見積書の作成は税抜き価格で行い、別途、消費税額、委託金額を併記すること。消費税及び地方消費税の税率は、10%とする。

（6）実施形式

公募型提案（プロポーザル）方式

（7）支払方法

完了払い

（事業完了後、請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。なお、参加申込事業者は、委託候補事業者決定までの間に、各号に定める要件を満たさなく

なった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと（同令第 167 条の 1 第 1 項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成 25 年藤枝市告示第 178 号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領（平成 6 年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 地方税及び国税に滞納がない者。

3 プロポーザルに関するスケジュール

| 内容 | 期間 |
|------------------|---------------------------------|
| 公募開始 | 令和 6 年 4 月 12 日（金） |
| 質問書の受付期間 | 令和 6 年 4 月 18 日（木）午後 5 時 15 分まで |
| 質問に対する回答の公表期限 | 令和 6 年 4 月 22 日（月） |
| 参加申込書、企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 4 月 30 日（火）午前 10 時まで |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和 6 年 5 月 1 日（水） |
| プレゼンテーション審査 | 令和 6 年 5 月 8 日（水） |
| 審査結果の通知 | 令和 6 年 5 月下旬 |

※各実施日については、事務の都合等により変更する可能性がある。

※プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は次に記載した期限及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

- ・期限：令和 6 年 4 月 30 日（火）午前 10 時まで
- ・場所：藤枝市総務部契約検査課

4 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
質問書（第 1 号様式）
- (2) 提出期限

令和6年4月18日（木）午後5時15分まで（旧市街地活性化推進課必着）

（3）提出方法

メール

（4）提出先

藤枝市都市建設部旧市街地活性化推進課（担当：高橋）

（電話）054-631-5411

（メール）kyusigai@city.fujieda.lg.jp

（5）回答方法

市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

5 書類の提出

（1）参加申込書、企画提案書の提出

| | | |
|---|-------------------------|-----|
| ア | 参加申込書（第2号様式） | 1部 |
| イ | 宣誓書（第3号様式） | 1部 |
| ウ | 業務実績調書（第4号様式） | 1部 |
| エ | 実施体制調書（第5号様式） | 1部 |
| オ | 会社概要（様式は任意） | 1部 |
| カ | 企画提案書（様式は任意） | 10部 |
| キ | 実施スケジュール（様式は任意） | 1部 |
| ク | 見積書（明細書も添付。様式は任意） | 1部 |
| ケ | パワーポイントデータ（プレゼン時使用する場合） | 1式 |

（2）提出期限

令和6年4月30日（火）午前10時まで（旧市街地活性化推進課必着）

（3）提出方法

メール

※提出書類のデータ容量が5MBを超える可能性がある場合には、事前に電話等により連絡をした上で、指示に従い提出すること。

（4）提出先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市都市建設部旧市街地活性化推進課（担当：高橋）

（電話）054-631-5411

（メール）kyusigai@city.fujieda.lg.jp

（5）留意事項

- ア 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- イ 提出後の書類の追加、修正等は原則認めない。提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分留意すること。
- ウ 提出書類をメール送信する際には、件名を「藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務委託に係る書類提出（〇〇）」（〇〇は事業者名）とし、提出期限に必着とすること。また、メールを送信した旨を電話連絡すること。
- エ 企画提案書の作成にあたり下記の資料を参考とすること。

・藤枝旧市街地総合再生基本計画（ホームページに掲載）

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/toshikensetsu/kyusigai/oshirase/20196.html>

6 選定方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、本プロポーザルに参加申込みをした者から提出された書類によって、実施要領2で定める参加資格を満たすか、藤枝市旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局が書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和6年5月8日（水）午前10時から 順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

藤枝市役所西館5階 大会議室

ウ 所要時間

説明15分以内、質疑応答10分程度

※説明準備は説明時間に含めない。

※説明が制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。

エ 説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者3名以内とし、説明は企画提案書等に従い、簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は可能とする。この場合、パソコンは参加事業者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは藤枝市が用意する）

オ 評価項目及び評価基準

別表1のとおり

カ 候補事業者の選定

企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に判断し、別表1に基づき審査委員会の各審査委員が評価した点を合計して行う。最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、委託候補事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決め、委託候補事業者を決定する。

業務の質の確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が配点合計の60%に満たない場合は、原則として委託候補事業者として選定しない。

7 参加申込者の失格要件

参加申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加申込者は失格とする。

(1) 応募資格を満たさない事業者又は委託候補事業者を決定するまでの間に資格要

- 件を満たさなくなった事業者の場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - (4) 実施要領で示された提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - (5) その他実施要領に示す諸条件若しくは指示した条件に違反した場合

8 提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

参加資格審査においては、参加資格審査結果通知書（第6号様式）にて通知する。

プレゼンテーション審査においては、プロポーザル方式審査結果通知書（第7号様式）にて通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

なお、公表内容は、以下のとおりとする。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

10 契約の締結

藤枝市は委託候補事業者と協議し、提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、委託候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

なお、契約にあたっては、提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は実施要領2に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者を委託候補事業者に選定する。

11 その他留意事項

- (1) 提出された書類及びデータについては返却しない。
- (2) 提出する書類の作成及びヒアリングにかかる費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 本業務の目的を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をする

こと。また、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

(5) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

(6) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

12 問合せ先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市都市建設部旧市街地活性化推進課（担当：高橋）

（電話）054-631-5411

（メール）kyusigai@city.fujieda.lg.jp

別表1

| 区分 | 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|------|--------|--|-----|
| 運営体制 | 業務運営体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・人員配置等、円滑に業務を実施できる体制か ・同種、類似業務の実績があるか ・同種、類似業務に従事経験のある職員が配置されているか | 15 |
| 提案内容 | 企画内容 | ・業務の目的、課題を理解し、解決に向けた提案をしているか | 10 |
| | | ・実施日、実施回数は適切に設定されているか | 10 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・藤枝旧市街地地区の賑わい創出や魅力向上を促進する内容となっているか ・蓮華寺池公園から藤枝旧市街地地区への回遊性向上を促進するための具体的な内容となっているか ・公共空間を有効活用した内容となっているか | 20 |
| | | ・商店街や他のイベント等と連携して実施する内容となっているか | 10 |
| | | ・提案手法及び事業結果を適切に評価し、実施につなげられる検証方法になっているか | 10 |
| | 広報 | ・効果的な広報手段を取り入れているか | 15 |
| その他 | 見積価格 | ・提案者見積価格 | 10 |
| 合計 | | | 100 |